

毎週月～金曜日 祝日・年末年始を除く

消費生活相談

相談時間 9時～16時  
ところ 市消費生活センター(☎0942-85-3800)

職業相談

相談時間 9時～17時  
ところ・予約先 ジョブナビ鳥栖  
(市役所南別館1階☎0942-50-0008)

電話による労働相談

相談時間 8時30分～17時15分  
電話番号 0952-32-7218(佐賀労働局)

年金相談

相談時間 8時30分～17時15分  
ところ・予約先 街角の年金相談センター  
(市役所南別館1階☎0570-05-4890)

毎月指定日

市民のこころの相談(要予約)

とき 4月10日・24日、いずれも水曜日、  
9時30分～11時30分  
ところ・予約先 保健センター(☎0942-85-3650)

無料法律相談(弁護士、要予約)

とき 4月4日・11日・18日・25日、  
いずれも木曜日、13時～15時  
ところ・予約先 市民協働推進課  
(☎0942-85-3576)

4月の市民相談会

とき	相談内容
10日 (水)	9:30～12:00 人権相談
	9:00～15:00 行政相談
	13:00～15:00 法律相談(司法書士) 土地建物相談※1
24日 (水)	9:00～15:00 行政相談
	10:00～12:00 暮らしの手続相談(行政書士)※2
	13:00～15:00 法律相談(司法書士) 土地建物相談※1

※1借地・借家の契約など不動産の相談全般  
※2遺言や各種契約書、官公署への提出書類の作成などの相談

ところ 市民協働推進課横の相談室  
予約先 市民協働推進課(法律相談のみ)  
要予約☎0942-85-3576

知っとこ!

消費生活情報

第216回

人のつながりを利用した  
マルチ商法の勧誘に注意!



◀相談事例▶職場の同僚から「月額の手費を支払うと安く旅行ができるなど、特典がある会員制クラブに加入しないか」と勧誘された。後で調べたところ、マルチ組織であることが分かったので、退会したい。(50歳代・女性)

人を紹介して報酬が得られる『マルチ商法』の相談は、健康食品や化粧品など商品を販売するもの以外にも、投資や副業など役務に関するものや会員割引サービスなど、いわゆる『モノなしマルチ商法』の相談が多くなっています。知人や友人など親しい仲間同士のつながりを利用して勧誘されることが多く、自分自身も勧誘する側になり、人間関係を壊したり金銭トラブルや多重債務になったりすることもあるため、注意が必要です!

困ったときは、市消費生活センター(☎0942-85-3800、月～金曜日※祝日除く、9時～16時)へ

編・集・後・記

今号の表紙は、過去の周年記念の際の市報の表紙です。それぞれの記事に目を通すと「こんな内容が市報に載っていたんだ」と驚きもあり、結構面白かったです。市のホームページには、市報を第1号から掲載しています。親や知り合いが登場していないか探すのも楽しそうですね。ぜひご覧ください。(辰)



市ホームページ

久光スプリングスの佐賀での今シーズン最終戦(6ページ)。お互いにリードを許さず長いラリーが続く白熱した試合展開で、会場の熱量もどんどん上がっていくのを感じ、自然とカメラを握る手にも力が入りました。こんなにすごい試合を取材できることに喜びを感じるとともに、もっとカメラの腕を上げなければと気が引き締まりました。(S)

創業125年、丁寧な仕事が自慢です。 [広告]

ふすま・障子の

張り替えはお気軽に  
お電話ください  
ふすま片面2000円～



藤本利久堂

住/鳥栖市桜町1238-8

☎/0942-82-3316

HP/https://fujimotohyoguten.amebaownd.com/



4月は20歳未満飲酒防止強調月間

(お酒は二十歳になってから)

2022年4月から民法の成年年齢は18歳に引き下げられましたが、お酒に関する年齢制限は20歳のまま維持されています。

福岡国税局・税務署